

平成 27 年度事業計画書

(平成 27 . 4 ~ 平成 28 . 3)

一般財団法人 福島県漁業振興基金

1 . 基本方針

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、本県の水産業界は壊滅的な被害を被った。当基金の主要事業であったヒラメ栽培漁業推進事業も生産委託先である福島県栽培漁業協会の施設が津波で流失したが、平成 28 年度末迄に相馬市内に移転される予定である。

本県の漁業は、魚種・漁場を限定して平成 24 年 6 月から試験操業を開始し徐々に拡大するなど明るい兆しも見えてはいるものの、度重なる汚染水流出等により未だに本格的な操業再開にはほど遠く、多くの沿岸漁業者が操業自粛せざるを得ない厳しい環境下にある。

当基金は、漁業の早期再開、水産関連施設の復旧・復興を支援するとともに、他産業の開発に併行して時代の要請に即応した漁業の再編成をすすめる、漁業にかかる社会的、経済的基盤の整備等を行う。

また、水産関連 3 財団との早期合併を推進し、事業の効率化により安定的な本県水産業の振興発展に寄与する。

2 . 事業計画

(1) 浅海増殖対策事業

浅海増殖のため種苗放流から生産までに要する経費についての借入資金に対する利子補給または直接助成を行う。

(2) 漁業被害救済対策事業

原因不明又は、加害者不明の漁船の衝突事故、遭難等に対する被害救済のため遭難遺族見舞金等を支払う。

(3) 海難防止対策事業

陸上施設、大規模開発工事及び出入船大型船舶に起因する漁場汚染監視及び漁船への被害防止経費に対する助成並びに海難防止のための資材整備及び普及啓発事業を行う団体に対する助成を行う。

(4) 漁船運航技術対策事業

漁業の操業安全、海上交通安全をはかるため、これらに必要な技術習得並びに船舶職員養成講習会に対する助成を行う。

(5) 漁業共済加入促進対策事業

漁海況の変動による漁獲損失を補てんするため、特に加入率の低い小型漁船を対象に、漁業者が全国合同漁業共済組合に払い込む共済掛金の一部助成を行う。

(6) 組織強化対策事業

水産関係団体の組織強化、運営合理化、経営安定並びに後継者確保を図るため、これらの団体の活動に対する助成を行う。

(7) 後継者対策事業

本県沿岸漁業の自粛が続く中、漁業再開に向けた担い手確保のため、各種研修を実施し、漁業経営に必要な技術・知識の習得に要する経費の助成を行う。

(8) 魚食普及対策事業

試験操業で漁獲された魚介類の安全性とサンマ、イカ等多獲性魚の消費拡大を図り、併せて魚価安定に資するため、魚食普及、新製品開発等を行う団体への助成を行う。

(9) 信用保証強化事業

燃油対策資金、漁業再編による経営負債整理資金等で福島県漁業信用基金協会に対して支払う債務保証料の一部に対し助成を行う。

(10) 漁場監視対策事業

密漁の頻発は全国的な問題であり、本県においても今後沿岸・浅海漁場の資源管理が必要となる。このための漁場監視・密漁防止対策等に要する経費の助成を行う。

(11) 漁業経営改善対策事業

深刻化している漁業経営の改善を図るため、当面漁船の老朽化対策、漁業再編対策、並びに経営悪化の最大原因である燃油高騰の対策等を講じるため助成を行う。

(12) 教育情報対策事業

協同組合意識の高揚と漁協経営管理知識の向上を図るため、関係団体と連携して、組合員、役職員を対象に研修会、懇談会を開催する。

(13) ヒラメ栽培漁業推進対策事業

資源管理型漁業を基調としたヒラメの栽培漁業を推進するため、事業の実施に要する基金の造成と資源管理対策関連事業等を実施する。